その他告示

○総務省告示第八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和八年一月十六日

総務大臣臨時代理
国務大臣　片山さつき

一　名　　称　令和七年度カンボジア王国に対する能力構築支援（ＰＫＯ（施設））派遣事業参加部隊
二　国外派遣期間　令和八年一月十七日から令和八年三月三日まで
三　派遣人数（概数）　十四人程度
四　派遣地域　カンボジア王国

○外務省告示第十四号

令和七年七月八日に東京で、情報の保護に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定の署名が行われ、同協定は、令和八年一月十五日に効力を生じた。

令和八年一月十六日

外務大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

情報の保護に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定

前文

日本国政府及びカナダ政府（以下「両締約国政府」といい、個別に「締約国政府」という。）は、両締約国政府の間で交換される秘密の情報が相互に保護されることを確保することを希望して、次のとおり協定した。

第一条　適用範囲

1　この協定のいかなる規定も、両締約国政府の間の情報の交換を強いるものと解してはならない。

2　この協定は、両締約国間で効力を有する現行の二国間協定の実施に影響を及ぼすものではない。

第二条　定義

この協定の適用上、

a　「秘密情報」とは、締約国政府によって秘密指定を与えられる情報であって、提供締約国の国内法令及び手続に従って、提供締約国の国家安全保障のため許可されていない開示、アクセス又は破壊からの保護を必要とするものをいう。この秘密情報は、口頭、映像、電子、磁気若しくは文書の形態又は資材、装備若しくは技術の形態を含むあらゆる形態をとることができる。カナダ政府については、この協定において秘密情報というときは、別段の定めがある場合を除くほか、カナダの保護される情報も含む。

b　「権限のある当局」とは、日本国政府に関しては政府の機関、カナダ政府に関しては政府の組織であって、各締約国政府により、秘密情報及び送付済秘密情報の保護について国内法令及び手続に基づくそれぞれの権限の範囲内で責任を有する当局として指定されるものをいう。

c　「契約者」とは、受領締約国政府との間の契約を履行する個人又は法人（下請契約者を含む。）をいう。

d　「知る必要」とは、秘密情報及び送付済秘密情報にアクセスする必要性であって、公的に与えられた任務の遂行のために許可されている個人に対してのみ認められるものをいう。

e　「国家秘密保持当局」とは、各締約国政府によって指定される政府の当局であって、この協定の実施及び解釈に関する調整及び連絡のための部局としての役割を果たすものをいう。

f　「秘密情報取扱資格」とは、各締約国政府の手続に従って付与される適格性であって、個人が特定の水準までの秘密情報及び送付済秘密情報にアクセスするためのものをいう。

g　「提供締約国政府」とは、受領締約国政府に対して秘密情報を送付する締約国政府をいう。

h　「受領締約国政府」とは、提供締約国政府から秘密情報の送付を受ける締約国政府をいう。

i　「秘密指定」とは、締約国政府によって与えられる識別であって、情報に与えられなければならない必要な保護の水準を示すためのものをいう。

j　「第三者」とは、第三国のあらゆる政府、個人、企業、機関、組織若しくは他の法人又はこの協定の締約者でない国際機関をいう。ただし、この協定の適用上、秘密情報取扱資格を有し、知る必要があり、及び第十七条の規定に従い送付済秘密情報へのアクセスを認められた個人は、第三者とはみなさない。

k　「送付済秘密情報」とは、両締約国政府の間で直接又は間接に送付される秘密情報をいう。秘密情報は、受領締約国政府が受領した時に送付済秘密情報となる。この協定において送付済秘密情報及び秘密情報の送付というときは、カナダ政府から日本国政府に送付される保護される情報を含むものとする。

第三条　送付済秘密情報の保護

送付済秘密情報は、この協定の規定が受領締約国の国内法令及び手続に合致する限り、この協定の規定に基づいて保護される。

第四条　国内法令の変更

各締約国政府は、この協定の下での送付済秘密情報の保護に影響を及ぼす自国の国内法令の変更について、他方の締約国政府に通報する。この場合には、両締約国政府は、この協定の可能な改正について検討するため、第二十条に規定するところに従って相互に協議する。その間、送付済秘密情報は、この協定の規定が受領締約国の国内法令に合致する限り、引き続きこの協定の規定に基づいて保護される。ただし、提供締約国政府の書面による別段の承認がある場合は、この限りでない。

第五条　秘密指定及び表示

1　この協定に基づいて提供される秘密情報には、次のいずれかの秘密指定を表示する。

a　日本国政府にあっては、秘密情報は、「極秘（機密）」、「特定秘密（機密）」、「極秘」、「特定秘密」、「秘」又は「重要経済安保情報」と表示される。

b　カナダ政府にあっては、秘密情報は、「TOP SECRET」、「TRÈS SECRET」、「SECRET」、「CONFIDENTIAL」又は「CONFIDENTIEL」と表示される。

2　日本国政府は、保護される情報に対応する秘密指定はないが、両締約国政府が相互に別段の決定を行う場合を除くほか、「PROTECTED C」又は「PROTÉGÉ C」と表示されたカナダの情報を「極秘」又は「特定秘密」として、及び「PROTECTED B」、「PROTÉGÉ B」、「PROTECTED A」又は「PROTÉGÉ A」と表示されたカナダの情報を「秘」として、取り扱い、及び保護する。

3　表示が物理的に不可能な秘密情報については、提供締約国政府は、受領締約国政府に対して秘密指定を通報する。提供締約国政府は、受領締約国政府の要請がある場合には、書面により秘密指定を通報する。

4　受領締約国政府は、実行可能な場合には、全ての送付済秘密情報に、提供締約国政府名並びに5及び6に規定する受領締約国政府の対応する秘密指定を表示する。

5　1の規定に関し、対応する秘密指定は、次のとおりとする。

日本国	カナダ
極秘（機密）／特定秘密（機密）	TOP SECRET／TRÈS SECRET
極秘／特定秘密	SECRET
秘／重要経済安保情報	CONFIDENTIAL／CONFIDENTIEL